

建築基準法第44条第1項第二号許可に係る事前同意基準

宮城県建築審査会 平成12年7月21日

改正 平成20年1月15日

改正 令和4年3月14日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第44条第1項第二号の規定による許可の申請があり、その建築物が下記のいずれかに該当する場合は、知事は当該申請を許可し、直近の建築審査会に報告することができる。

記

第1 有料道路の料金徴収所。

第2 バス停留所及びタクシー等乗降所の上屋で、以下の全ての条件を満足するもの。

- ① 車道と分離された歩道、又は島式乗降所に設置するもの。
- ② 歩道に設置する場合は、建築物を建築した後、通行可能部分(上屋下部を除く)を2m以上確保できるもの。
- ③ 道路管理者及び所管警察署との協議が終了しているもの。

附則

この基準は、令和4年6月1日から施行する。

建築基準法第44条第1項第二号の許可に係る事前同意基準

宮城県土木部建築宅地課

(1) 運用方針

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第44条第1項第二号の規定による許可申請があり、その建築物が（2）の基準のいずれかに該当する場合は、知事は当該申請を許可し、直近の建築審査会に報告することができる。

(2) 基準

第1 有料道路の料金徴収所。

第2 バス停留所及びタクシー等乗降所の上屋で、以下の全ての条件を満足するもの。

- ① 車道と分離された歩道，又は島式乗降所に設置するもの。
- ② 歩道に設置する場合は，建築物を建築した後，通行可能部分（上屋下部を除く）を2m以上確保できるもの。
- ③ 道路管理者及び所管警察署との協議が終了しているもの。

(3) 留意事項

第1 有料道路の料金徴収所について

- ・許可に係る有料道路の管理者からの料金徴収所設置の同意書（任意様式）の添付を求める。ただし，許可申請者（建築主）が，許可に係る有料道路の管理者である場合は不要とする。

第2 バス停留所及びタクシー等乗降所の上屋について

- ・バス停留所，タクシー乗降所，自家用車乗降所などの上屋であれば，事前同意の対象となる。
- ・道路管理者及び所管警察署との協議が終了していることを証する資料として，打ち合わせ記録等（任意様式）の添付を求める。

附則

この基準は，令和4年6月1日から施行する。